

5. 表示の方法について

5-1 食品単位について

栄養表示基準では、100g 若しくは 100ml 又は 1 食分（当該 1 食分の量）、1 包装その他の 1 単位（以下「食品単位」という。）当たりの栄養成分の量及び熱量を表示することとされている。サービングサイズ（1 食分の量）を規定することが困難な食品も多いことから、新基準案に規定する食品単位は栄養表示基準と同じとするが、消費者にとって分かりやすい表示となるよう、1 食分当たりで表示することが望ましい旨を通知等で示すこととする方向性がとりまとめられた。

なお、1 食分当たりの基準を規定する必要があるとの意見や海外の食品単位を参考に日本の基準がどうあるべきか検討すべきとの意見があった。

5-2 栄養素等表示基準値に占める割合の表示について

栄養表示基準では、栄養成分の含有量の多寡に係る情報として、例えば、栄養素等表示基準値に対する割合について任意で表示することができる¹⁵。また、コーデックスの栄養表示に関するガイドライン（CAC/GL 2-1985）において、栄養参照量が設定されている場合は、栄養参照量に対するパーセンテージで表示してもよいとされている。消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会を確保し、かつ、過剰摂取のリスクを回避する観点から、栄養素等表示基準値に対する割合の表示は有用であると考えられるが、1 食分の量を設定することが困難な食品にあっては、割合の表示が活用されにくい可能性がある。

全ての食品に対し栄養素等表示基準値に対する割合の表示を義務とすることは困難であることから、新基準案では、栄養素等表示基準値に対する割合の表示について規定しないこととするが、「1 食分当たり」の表示とあわせて、少なくとも栄養強調表示をしようとする栄養成分及び熱量については、積極的に割合の表示を行うよう通知等に示すこととする方向性が示された。

しかし、食品単位を任意で設定できる現状では、義務化は難しいとする意見がある一方、少なくとも強調表示するものについては義務化すべきとの意見があった。

さらに、日本におけるサービングサイズを整備した上で強調表示以外のものも含めて栄養素等表示基準値に対する割合の表示を検討すべきとの意見もあった。

5-2 栄養素等表示基準値に占める割合の表示について

（修正）方向性が示されたが、調査会としての結論は得られなかった。

¹⁵ 栄養機能食品については表示義務とされている。

5-3 表示レイアウトについて

栄養表示基準では、①熱量、②たんぱく質、③脂質、④炭水化物、⑤ナトリウム、⑥表示しようとする栄養成分の順に記載することとされている。この表示順は、消費者、事業者ともになじみのあるものであることから、栄養成分等の表示順は現行どおりとする方向性がとりまとめられた。

栄養表示基準では、内訳表示の方式（例えば、飽和脂肪酸を表示する場合に脂質の内訳として表示すること）は採用していないが、栄養表示を義務化している主要国やコーデックスの栄養表示に関するガイドライン（CAC/GL 2-1985）においては、内訳表示の方式が採用されている。消費者庁にて行われた消費者調査の結果、消費者の多くは栄養成分の包含関係¹⁶を理解していないことや、内訳表示を望んでいることが示されたことから、栄養成分に包含される成分については、当該栄養成分の内訳として表示する方向性がとりまとめられた。

なお、栄養表示基準では、炭水化物の量は、糖質及び食物繊維の量の表示をもって代えることができるとされているが、新基準案において、糖質や食物繊維を表示する場合は、炭水化物の量を表示した上でその内訳として両者を表示することが示された。ただし、1-2において推奨とされる食物繊維を表示する場合、糖質も併せて表示となるため、実質的には糖質も推奨となるとの意見があった。

前述のとおり、栄養表示基準では、栄養成分等の表示順は規定しているが、様式は規定していない。消費者が商品を選択するにあたり、商品間で統一された様式により表示されていることが望ましいことから、新基準案では図5-1及び図5-2のとおり様式を規定することとするが、JAS法の基準同様、別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示されている場合は、別記様式以外の表示も可能とする方向性がとりまとめられ、様式について詳細な説明を加えることとされた。

¹⁶ 飽和脂肪酸が脂質に含まれることや、炭水化物が糖質と食物繊維から構成されること等が該当する。

図5－1 栄養成分表示の様式1
(義務表示事項のみ表示する場合)

栄養成分表示	
食品単位 (100g 若しくは 100ml 又は 1 食分 (1 食分の量を併記)、1 包装その他の 1 単位)	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

※1 この様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができる。

図5－2 栄養成分表示の様式2
(義務表示事項に加え、任意の表示事項を記載する場合)

栄養成分表示	
食品単位 (100g 若しくは 100ml 又は 1 食分 (1 食分の量を併記)、 1 包装その他の 1 単位)	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
－飽和脂肪酸	g
コレステロール	mg
炭水化物	g
－糖質	g
－糖類	g
－食物繊維	g
食塩相当量	g
(ナトリウム	g, mg)
その他の栄養成分 (ミネラル、ビタミン)	mg, μ g

※1 表示しない栄養成分については、この様式中当該成分を省略すること。

※2 この様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができる。

5-4 表示場所・表示媒体について

栄養表示基準では、栄養成分表示は、容器包装の見やすい場所又は添付文書に表示することとされているが、容器包装に封入されているなどにより、購入時に外から見えない添付文書については、消費者の商品選択に資する表示媒体とは言えない。そのため、消費者への適切な情報提供の観点から、栄養成分表示は、添付文書ではなく、容器包装の見やすい場所に記載することとし、さらに、容器包装のない生鮮食品の栄養成分は、POP等への表示を可能とする方向性がとりまとめられた。

また、現行、栄養表示基準等の取扱いに関する通知において、「宅配牛乳等同一の食品が継続的に同一人に販売されるものであって、容器包装に表示することが困難なものについては、商品の販売に伴って定期的に同一人に提供される文書に必要な栄養表示を行うことによってこれに代えることができるものであること」とされている。消費者はその商品の内容を理解した上で摂取していることが多く、必ずしも容器包装への表示の必要性は高くないと考えられるため、新基準案においても引き続き維持することとするが、本来は容器包装に表示すべきところ、当該食品のみ例外規定となることから、通知ではなく基準に規定する方向性がとりまとめられた。

6. おわりに

本調査会では、検討、整理を行った結果、上記のとおり、栄養表示に関する対象成分、対象食品、対象事業者、表示方法等の方向性がとりまとめられた。

6 おわりに

（修正）方向性がとりまとめられた。数点調査会としての結論は得られなかったものに関しては委員の意見含め食品表示部会へ報告する。